

1. 件名:「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方3号機(642))」
2. 日時:令和2年8月26日 17時15分～18時20分
3. 場所:原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者(・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、竹田上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

四国電力株式会社:原子力本部 原子力部 運営グループリーダー 他5名

5. 要旨

- (1) 四国電力から、令和元年10月16日に提出された、伊方発電所3号炉の保安規定変更認可申請(非常用ガスタービン発電機の設置)について、スケジュール、空冷式非常用発電装置及び非常用ガスタービン発電機の所要数の考え方等について、資料に基づき説明がなされた。
- (2) 原子力規制庁は、(1)の説明に対し、以下の主な点について確認等を行うとともに、今後これらの説明内容について引き続き確認することとした。
 - ・保安規定変更に係る基本方針において、重大事故等対処設備のバックアップ分の設備は非常用発電機として必要な容量を有することを確認した上で、非常用発電機とみなすこととなっている。重大事故等対処設備である非常用ガスタービン発電機の運用開始が非常用発電機の運用開始に当たるとする場合には、根拠を再整理し、説明すること。
- (3) 四国電力株式会社より、了解した旨回答があった。

6. その他

資料:

- ・伊方発電所原子炉施設保安規定の補正について(案)
- ・伊方GTGの保安規定コメント回答(令和2年8月26日)
- ・伊方発電所 保安規定審査基準の要求事項と保安規定各条文との対応について

以上